

会議・打合せ記録(要旨)

[担当区分: 庶務・給付・医療・計画・支給管理 **基幹**・全・その他]

会議名等	令和7年度当事者会 7月定例会	文責	障がい福祉室
日程	令和7年7月17日 午後1時30分～3時30分	場所	第3委員会室

1. 障がい福祉室から「吹田市 障がい福祉室 講座資料 入門編」について

障がい福祉室から「吹田市 障がい福祉室 講座資料 入門編」資料の説明を実施。また、当該資料についてホームページに掲載予定であること、当事者会の意見も伺いたいことから、意見交換を行った。なお、市のホームページには音声読み上げデータも併せて掲載する。

【意見】

- ・資料について、ルビありのものも作成してほしい。
- ・市職員の手話バッジに関する内容を載せてほしい。
- ・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通支援手段の利用を促進する条例」が施行されたので、その内容について載せてほしい。
- ・市のホームページに掲載する際、当該資料だけでなく、障がい福祉に関する資料集のページを作成するのはどうか。

【質問・回答】

- ・障がい福祉室の職員は、どの程度障がいに関して理解しているのか。
→障がい福祉職員のレベル向上のため、当該資料を作成したため、現段階での回答は難しい。
- ・出前講座の対象となるのか。
→対象となる。令和7年4月に実施済み。場所は大阪学院大学で、障がい理解に関する講義内で行った。また、令和7年9月にも実施予定となっている。

2. 「障がい者児のための防災ハンドブック」広報活動について

○ヒューマン福祉会における講演会の感想について

- ・副会長、A委員から、令和7年6月20日(金)に実施された講演会の内容について、振り返りを行った。
- ・参加委員:6名。
- ・当事者会運営事務局から、講演会当日、参加者から当事者会に関する質問はなかったが、後日ヒューマン福祉会の職員から、利用者が「当事者会はどのようにして入ることができるのか」、「当事者会はどのような取り組みがなされているのか」等、当事者会について興味・関心を抱いている声があるとの報告を受けたことを共有した。

○令和7年7月12日出前講座 JR以南コミュニティ協議会参加委員について

- ・会長、B委員が参加し、協議会の内容について振り返りを行った。
- ・会長からは、「障がい者児のための防災ハンドブック」の説明、B委員からは、個別避難計画の説明を行った。
- ・会長から、「防災ハンドブックを広めるだけでなく、当事者会の中で協議し、防災ハンドブックの内容をブラッシュアップしていきたい」との意向が伝えられる。
- ・個別避難計画を作成し、市に提出している者は、災害時要援護者名簿登録者約1万3千人のうち約3千人程度にとどまっている。

・災害時要援護者名簿登録対象者へ、名簿登録の要否及び情報提供に関する同意がなされ、同意した場合は自治会に名簿が渡り、対象者の家を訪問し、どのような支援が必要か聞き取りを行うこととなっている。しかし、自治会への加入者が少なく負担が大きいことから、個別避難計画の作成までに至っていない現状がある。そのため、計画相談員やケアマネジャー等が所属する福祉事業所が個別避難計画の作成について支援した場合に、市から当該事業所へ謝礼金 4 千円が支払われることになっている。

【議題の中で出た意見】

- ・以前、自治会での避難訓練に参加した際、健常者の参加が多く、当事者は一人だけということがあった。
- ・避難訓練に参加したいと思っても、当事者一人で参加すること自体難しい場合がある。

【福祉総務室への確認事項】

- 災害時要援護者名簿登録者数
→令和 6 年 3 月 31 日現在 14,365 人(市 HP オープンデータ)
- 個別避難計画の提出者数
→令和 7 年 3 月 31 日現在 2,311 人
- 災害時要援護者名簿の活用方法について
→吹田市と協定を結んだ地域支援組織（自主防災組織・連合自治会、民生・児童委員協議会）に名簿を提供し、平常時は、声かけや見守り活動、防災訓練、地域の特性や実情を踏まえた支援体制づくり等の支援活動に活用する。また、地域支援組織による活動は、地域の実情等に応じて実施することになる。
- 個別避難計画の作成案内について
→令和5年度から作成勧奨通知を送付するなど取組を進めており、現時点での勧奨通知の送付は約半数となっている。
- 謝礼金について
→個別避難計画の作成を促進するため、また本人の意思を尊重した個別避難計画の作成を支援することを目的に創設したものである。

3.「障がい者児のための防災ハンドブック」広報活動について

○配布ルール

【経緯】

初版は 300 部あったが、50 部しか残っていない現状があることから、今回ルールを設けた。（寄付でいただいたものは 250 部ある。）

【ルール】

- ・窓口での市民への配布は 1 部ずつとする。
- ・団体で来られた場合も、1 部しか渡すことができないと説明する。
- ・市役所、各障がい者相談支援センターでは、10 部程度在庫がある状態にしておく。
- ・当事者会の委員個人へ「障がい者児のための防災ハンドブック」の配布依頼があった場合に、個人の判断で渡してしまうことのないようにすること。

○講演依頼を受けた場合のルール

【ルール】

- ・吹田市内の事業者、当事者へ防災意識を高めることを目的としたいため、基本は吹田市内の団体からの依頼を受ける。

・吹田市外からの依頼があった場合、交通費・講演料等の発生が考えられることから、当事者会で都度共有し、対応可否について判断する。

4. 当事者会の今後のスケジュールについて

下記の地域会議の参加者について、委員間で調整を行った。

- ① 千里山・佐井寺地域会議(令和7年7月31日(木))
- ② 亥の子谷地域会議(令和7年8月8日(金))
- ③ 片山・岸部地域会議(令和7年8月22日(金))
- ④ 内本町地域会議(令和7年8月22日(金))

※片山・岸部地域会議と内本町地域会議の日程が重なっていることについて、当事者会運営事務局から、外部講師の都合もあり日程が重なっていることを説明。

5. 委員間の障がいや生活状況についての理解、思いの共有について意見交換

委員の生活歴を含めた自己紹介が行われた。また、当事者会の見学をしていた学生から、実習を通し当事者の声が届きにくいことを知り、どのようにして当事者の声を届けるかについて研究しているとの発言があった。そこで、当事者会に参加しようと思ったきっかけや、当事者会で取り組みたいこと等について質問があったため、意見交換を行った。

- ・「当事者の声を届けたい。」という思いから、当事者会を立ち上げる前に準備会(語ろう会)を発足した。過去に一度、嫌になってしまい抜けたこともあるが、「当事者が当たり前で生きることができる社会を目指したい。」という思いがあり、当事者会に戻ってきた。
- ・当事者会は、吹田市の中で一つしかない。当事者が集まり、その内容を行政に伝えていくことが重要。当初、地域自立支援協議会の概要図は当事者会が一番端になっていた。しかし、当事者の声を聞いて制度の在り方を変えていくものではないかという思いを伝えたことにより、今では概要図の中央に当事者会が図示されている。
- ・「明日、あなたも当事者になるかもしれない」ということを伝えたい。
- ・当事者になる前は、障がい者と関わりを持たないように思っていたが、当事者となった今は多くの人に障がいについて認知してほしいと思うようになった。
- ・「当事者会事例集」や「障がい者児のためのハンドブック」のように、自分たちの思いを成果物として落とし込んでいきたい。
- ・吹田市が、障がい者の生活の場として暮らしやすい地域であるか問いかけがあり、部分的に暮らしやすいと思うという意見がある一方で、サービスを使いたいと思っても、利用時間や場所が決められたり、そのようなサービスはないと言われたりする現状にあるため、そのように思わないといった意見もあった。
- ・グループホームの数が足りず、入りたくても入ることができない現状がある。
- ・重度障がいとなると、吹田市内で受け入れ可能な事業所がなく、住み慣れた地域ではなく、市外で生活することを余儀なくされる。
- ・東京で、11月からデフリンピックが開催されるため、お知らせしたい。
- ・会長から、当事者会での議題について、意見があればメールで送ってほしいとの依頼があった。

以上